

職場でのハラスメント防止措置は事業主の義務！

「そんなつもりではなかった」「知らなかった」ではすまされません。
「些細な会話」「コミュニケーション」のつもりでも、
相手が不快に感じる場合もあります。

※客観的に見て業務の分担や安全配慮のために業務上必要性
が認められる言動は、ハラスメントに該当しません。

ハラスメントの相談を
した労働者への不利益
な取り扱いは禁止!!

予防するために？

- ①ルールを決め、トップがメッセージを表明する
- ②実態を把握する（アンケートの実施など）
- ③教育する（研修会等）
- ④周知する（ルールや相談窓口）



解決するために？

- ①あらかじめ、相談や解決の場を設置する
- ②相談があれば、速やかに事実確認する
- ③被害者への配慮、行為者への処分
- ④再発防止の措置を行う



ハラスメントは「人権問題・職場全体の問題」
としてとらえましょう